

マイナンバーカード取得手続き時における本人確認書類の取扱いの弾力化 (令和2年12月28日総行住第213号総務省自治行政局長通知)

規制改革の内容

措置前

- ・15歳未満の者がやむを得ない理由により出頭できない場合に、法定代理人が出頭してマイナンバーカードを受け取る際は、交付申請者本人の顔写真付き本人確認書類の提示が必要であるが、15歳未満の者は所持していない事が多く、法定代理人が受け取る事が出来ない

措置

- ・15歳未満の者が交付申請者である場合、法定代理人が所定の様式に交付申請者の顔写真を貼り付け、交付申請者本人と相違ないことを証明することで、顔写真付き本人確認書類として利用できるようにする

効果

- ・15歳未満の交付申請者のマイナンバーカード交付時の負担軽減

規制改革の概要

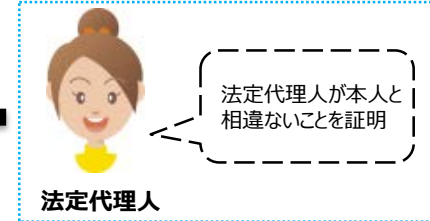


措置

顔写真付き本人確認書類



交付申請者の顔写真を貼付けた所定様式の書類



法定代理人が本人と相違ないことを証明



本人確認書類・申請書

マイナンバーカード交付

住所地市町村の事務所



法定代理人のみの出頭で、15歳未満の交付申請者のマイナンバーカードを受取ることが可能